

平成19年12月7日

金融庁

総務企画局保険企画室 御中

在日米国商工会議所

保険小委員会

東京都港区麻布台2-4-5メソニック森ビル10階

保険業法施行規則の一部改正案及びこれに伴う金融庁告示案並びに銀行法施行規則等の
一部改正案に対する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年11月6日付けで公表された「保険業法施行規則の一部改正案及びこれに伴う金融庁告示案並びに銀行法施行規則等の一部改正案」に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれまして配慮賜りますよう、お願いいたします。

謹白

I. 総論

1. 銀行窓販の全面解禁を歓迎

ACCJは日本政府が平成19年12月22日に銀行窓販の全面解禁を行う決定をしたことを歓迎する。銀行窓販の全面解禁は市場の活性化に寄与するだけでなく、日本の金融・資本市場の国際競争力強化に向けた実行力を国際社会に示す機会でもある。その意味においてACCJは日本政府の取組み姿勢を評価するとともに、グローバル・ベストプラクティスに基づく各種提言を通じて、今後も引き続き建設的な役割を果たしていきたいと考える。

2. 早期の規制見直し（規制緩和）について

金融庁は保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、全面解禁においても引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行うこととし、そのモニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置について、概ね3年後に、所要の見直しを行うとした。ACCJは、銀行窓販の全面解禁を評価するにあたっての、金融庁のモニタリング手法について評価している。よって最終解禁後のモニタリングにおいても、公正、客観的、かつ統計的に有効な基準に基づいて実施されることを要請する。また、モニタリングの結果、保険契約者等の保護や利便性の観点から問題がなければ、3年を待たずに、例えば1年以内であっても規制緩和を主とした見直しを行うべきである。

II. 各論

1. 非公開金融情報保護措置の緩和<保険業法施行規則第212条第2項第1号関連>

まず、非公開金融情報保護措置について緩和の検討がなされなかったことは遺憾である。ACCJは特に顧客との決済取引やローン返済に関する情報等、一定の種類金融情報は募集過程において利用すべきではないという点には賛成である。しかし一方で、金融機関等有している顧客の預金やローン残高に関する情報を機密情報として参照することができれば、金融機関等が顧客のニーズに適合した保険商品を提案するのに役立つと考える。この規制は銀行や証券会社による他の金融商品の販売には適用されない。これは金融商品取引法等に見られるような、同種の金融商品を一貫して横断的に取り扱う政策の方向性と矛盾する。よってACCJは、3年を待たずに非公開金融情報保護措置が緩和されることを強く要請する。

2. 融資先販売規制の緩和<保険業法施行規則第212条関連>

銀行の保険販売にかかる圧力販売については、既に保険業法施行規則第234条第7項で金融機関等による優越的地位の濫用が禁止されており、十分な利用者保護は図られているため、本規制は緩和すべきである。また、融資先販売規制の一環として、一定の基準緩和が認められている特例地域金融機関に小口規制を課すことは、利用者利便の向上という銀行窓販解禁の政策目標の実現を著しく妨げる。利用者利便の向上のため、多くの利用者が求める1,000万円を超える死亡保険や日額5,000円を超える医療保険のニーズを充たすことは重要であり本規制が3年を待たず早期に緩和されることを強く要請する。

以上